



「あげお朝市（夕市）」

近年、多くの消費者は食の安心安全への関心が高く、地場農作物への期待が大きくなっています。そこで、生産者自らが農作物を直接販売する朝市（夕市）を行っています。お互いの顔が見えることで、消費者との信頼関係を築き、地産地消を推進、市民の健康増進及び生産者の意欲向上を目的としています。

JR上尾駅自由通路において、上尾市農産物直売組合を中心とする農業者による地元農作物等の対面販売を毎月第四土曜日（夕市は不定期）に実施しています。



「トマト市」

上尾市施設園芸研究会の会員が生産したトマトを生産者自らが直接販売します。トマトの旬の時期に合わせ毎週開催することで、上尾市の名産であるトマトの認知度を向上させ、開催時に各生産者の直売所を紹介することで、顧客拡大を目指しています。



「軽トラ・ファーマーズマーケット」

地産地消の推進と農業者の新たな販路による顧客拡大のため、市内のイベント広場や公園等において、軽トラックの荷台を陳列台とし、農業者自ら花きや果実、野菜を販売しています。



今年は上尾市が市制施行65周年の節目を迎え、コロナ下で中止になつていた行事も実施される運びとなつており、活気が戻ってきたようを感じられます。表紙写真は、上尾の農業者が生産した農産物を直接販売する各種イベントの様子です。新鮮で安全な野菜や果実など数多く取り揃えていますので、ぜひ一度足を運んでみてください。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域の身近な相談役としての役割を再認識して、今後も積極的に活動していくたいと思います。

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より農業委員会の活動に対し、皆様のご理解とご協力を賜り、感謝申上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年余りが経ちました。5月には感染症法上の分類が、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行され、マスクの着用も個人の判断に委ねられるなど、ボストコロナ時代が始まりました。

一方でロシアによるウクライナ侵攻という歴史的な転換期を迎え、さらに世界的な物価高や記録的な円安など、私たちの生活や農業経営にも甚大な影響が続いているおり、上尾市では物価高騰に伴う農業者支援策なども進められているところでございます。

暑中お見舞い申し上げます

上尾市農業委員会
会長 今川修一

（略）

令和5年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査（8.1調査）にご協力ください！

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。
同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査票の提出は
8月28日(月)まで

調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化（農地の貸借や売買等）の促進・各種証明書発行の際の基礎資料として役立てます。

調査対象者

農地を10アール（1,000m²）以上所有している世帯

提出方法

調査票に押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて8月28日(月)までに農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。

※氏名・住所は公開されません。

農業者年金 に加入しませんか

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。

POINT!

- ① 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ② 保険料は自由に決めることができます。
- ③ 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- ④ 税制面の優遇措置があります。
- ⑤ 保険料の国庫補助があります。



詳しくは、農業者年金HP (<http://www.nounen.go.jp>)へ

農業者年金

検索



農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

今年も8月から10月にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、**緑色の帽子**と**腕章**を身に着けています

STOP ヤミ耕作!! 手続きを行い、適正な貸し借りを



農地の貸し
借りには、農地法
3条か利用権設定の
手続きが必要です。

◇農地の貸し借りをする際は、手続きが必要です！

例えば次のような場合は「ヤミ耕作」となります。

- ・口約束だけで手続きをせずに親戚や知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ・手続きが面倒だから農地を更新せずにそのまま貸して（借りて）いる。
- ・税金等の関係があるので手続きをしていない。

ヤミ耕作を続けていると…

貸し手の方は

- ・農地を返してもらう際に、離作料等を請求される場合がある。
- ・20年以上に渡って貸借していた場合、民法第163条により、借り手に農地を取られてしまう場合がある。
- ・相続が発生した際に、契約が無効になってしまう場合がある。
- ・相続が発生した際に、誰に貸しているのかわからなくなってしまう場合がある。

借り手の方は

- ・突然地主に農地を返してくれと言われる場合がある。
- ・相続が発生した際、誰から借りているのかわからなくなる場合がある。

今現在ヤミ耕作をしてしまっている人や今後農地の貸し借りを考えている人は、農業委員会、農政課へご相談ください。

脱炭素時代のニーズに応える、環境にやさしい園芸店を目指して

令和5年3月21日、カーボンニュートラルで持続可能な社会への貢献をコンセプトにした園芸店「The Naturalist」(株式会社田中花園)が上尾市にOPENしました。

バイオテクノロジーを用いて開発されたスーパー品種を中心取り扱い、華やかで環境にやさしい植物から低環境負荷商品への理解の普及を進めています。

現代日本においては、農林水産省による「みどりの食料システム戦略」や、上尾市による「ゼロカーボンシティ宣言」の表明など環境への関心が高まる中、新たな施設園芸農業のあり方を模索されています。



The Naturalist (ザ・ナチュラリスト)
店舗情報
営業時間 10:00 ~ 18:00 (水曜日定休)
Tel / Fax 048-788-3778
埼玉県上尾市西宮下4丁目344番地
駐車場 14台完備 駐輪場あり
JR上尾駅から徒歩15分
HP : <https://the.naturalist.tanaka-fg.com>

夏本番! 热中症に注意しましょう

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。

熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

◆熱中症になってしまったら…

- 涼しい場所に避難する
- 衣服を脱ぎ、身体を冷やす
- 水分を補給する

自分で動けない、水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊を呼んでください！



除草剤を使用するときの注意点

使用前
チェック

ラベルに書いてある注意事項を守り、周辺の田畠や住宅地などに除草剤を飛散させないよう注意しましょう。

農薬は使用方法通りに使えば、人や農作物の安全は確保されますが、適正に使わないと、飛散などにより農作物が枯れるなど被害が発生することがあります。

◆使用するときのチェックポイント

- 使うときは、必ずラベルに記載されている使用上の注意事項等を確認し、正しく使いましょう。
- 散布は、無風又は風が弱いときなど、周辺近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。
- 周辺にお住まいの方へ事前に使用の目的、散布日時、種類や使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。



注意

ご存じですか
上尾・伊奈ブランド
平成20年から埼玉県で品種
改良した日本なし「彩玉」の
うち一定の基準を満たした特
別な彩玉を上尾・伊奈ブランド
「黄金の雫（おうごんのしづく）」（平成21年商標登録）
として出荷しています。生産
者、JA、行政が一体となり
生産者会議、現地検討会、剪
定講習会、選果作業に取り組
んでいます。

黒須 今川
山岸 修一
信明 進
藤倉 内田
利栄作
農業委員会だより
第19号編集委員

○栽培基準
・上尾市及び伊奈町で生産さ
れ、農協に出荷していること
・生産者が、エコファーマー
の認定を受けていること
・果実に袋をかけて栽培する
こと
・ナギナタガヤ
草生栽培をして
いること

